

JL NEWS

Japan League on Developmental Disabilities

August 2025 | NO. 156

会長就任のご挨拶

2025（令和 7）年 6 月に開催されました公益社団法人日本発達障害連盟（以下、「本連盟」）社員総会におきまして会長に選出されました名古屋恒彦です。

本連盟は、1975（昭和 50）年に東京で開催された第 2 回アジア精神遅滞会議（現、アジア知的障害会議）に備え、前年にあたる 1974（昭和 49）年、現組織の前身となる社団法人として、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会、全日本特別支援教育研究連盟、一般社団法人日本発達障害学会の 4 団体（注：以上は現在の団体名で、当時は 4 団体とも名称が異なります）が協力し設立され、2024（令和 6）年には設立 50 周年を迎えました。

現在は、社員団体である上記 4 団体に加え、約 500 人（団体）の賛助会員（個人、団体）により構成されています。本連盟の社員 4 団体はいずれも、知的障害等発達障害のある人の福祉、医療、教育、労働などさまざまな分野にかかわる、歴史ある全国団体であり、知的障害のある本人、家族、医療・教育・福祉等の専門家から構成されています。

現在は、各種セミナーの開催、知的障害等発達障害分野がかかわる我が国唯一のイヤーブックである『発達障害白書』の刊行、アジア知的障害会議への協力など、多岐にわたる活動を行っています。

以上が本連盟の今日までの歩みの概略ですが、実は 1974 年の団体設立の前史というべきものがあります。1974 年より 13 年前の 1961（昭和 36）年に、現在刊行されている『発達障害白書』（注：当時は別名称）初号が発行されています。この白書を刊行したのが、本連盟の前身ともいえる関係団体による協議会でした。その時点まで遡れば、本連盟の今日までの歩みは実に 64 年に及ぶことになります。60 年以上前から、知的障害等のある人たちにかかわる諸分野の団体が手を携えたのは、分野や領域を超えた連携が不可欠という先進的な意識が関係者に共有されていたからに他なりません。

このような先進性を有する本連盟が果たすべき役割は、とりわけ国際的にインクルーシブな社会が指向される今日、いっそう重要になると自覚しています。本連盟のこれまでの歩みを大切にしつつも、新しい挑戦をしなければならないと考えています。

みなさまのご支援を、どうぞよろしくお願いいたします。

公益社団法人日本発達障害連盟会長 名古屋恒彦

忘れえぬ 10 年を迎える前に

Introduction

今年も、津久井やまゆり園で文字どおり「あってはならない」大量殺傷事件が起きた 7 月 26 日を迎えました。2016（平成 28）年の出来事だったと聞けば、10 年ひと昔という言葉も浮かびますが、毎年お知らせしているとおり、JL ニュースが発刊される限り、事件発生月の直近号は必ず津久井やまゆり園事件をテーマに取り上げ続けます。

「みんなで読める」版の思い出

今月号では、津久井やまゆり園の事件を受けて神奈川県が制定した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」を取り上げます。条例の概要や取り組みは 3 ページ以降をご覧くださいとして、筆者がファシリテーターとして少しお手伝いをした「みんなで読める」版（以下、読める版とします）の製作に関する思い出をご紹介します。

読める版は、5 ページにあるとおり条約の文章がわかりにくい、かといって概要版のように条約の抜粋をわかりやすくするのではなく、あくまで全体を読みたいという障害当事者の声から製作がスタートしたものです。その製作に関わる中で、筆者は大きく 3 点の印象深い思い出があります。

1 つ目は、製作のタイミングです。通常、いわゆる「わかりやすい版」とされるものは、本体が完成した後に、内容を抜粋して表現ぶりなどをわかりやすくしていくという進め方をとります。その方が作業効率が良いからなのですが、他方で公表時期はどうしても本体よりも遅くなります。しかし、読める版に関しては当事者からの声も受けて、条例本体とほぼ同じタイミングで公表できるようなスケジュールで製作作業が進められました。このことは、2022（令和 4）年に施行され、障害者の情報取得タイミングが他の者と同じになることを目指した法律である「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の考え方に沿ったもので、非常に意義のあることです。

2 つ目は、タイトルです。前述のとおり、読める版は一般的に「わかりやすい版」と呼ばれるものです。しかし、ワーキンググループのメンバーから「障害者にとってわかりやすいということではなく、皆と一緒に読めるものにしてほしい」という意見があり、その趣旨を活かしたタイトルとして「みんなで読める」を採用した経緯があります。もちろん、実際の話し合いや作業は、法令である条約の条文を、できるだけ読みやすくすることがメインでした。しかしよく考えれば、それは「手段」に過ぎません。より大切なことは、条例が読みやすくなったとして、それがどのように活用されるべきかという「目的」を意識することです。これも、イン

クルーシブな社会のありようを考える際には意義深いことではないかと思います。

3つ目は、読みやすくするためのさまざまな工夫です。ワーキンググループにおける会議準備などの工夫は5ページで紹介されているとおりですが、筆者は全国手をつなぐ育成会連合会の一員という立場から、特に障害福祉サービスの解説を可能な限りわかりやすく一覧表でまとめる作業や、わかりやすく書き換えた文章が、条例の条文と照らして趣旨が変わっていないかどうかをチェックする作業などに関わらせていただきました。いずれも骨の折れる作業でした。しかし、その大変さが読みやすさにつながっているとすれば、とてもうれしく思います。

読める版は、神奈川県ホームページから自由にダウンロードできます。全体を読みたいという障害当事者の声を反映して、50ページに及ぶ冊子となっています。一般的な「わかりやすい版」よりも読みごたえのある分量ですが、わかりやすさは折り紙つきです。ぜひ、少しずつでも皆さんと一緒にご覧いただければと思います。

なかったことにしない

今年の7月は参議院議員選挙が行われました。

国政選挙の性格上やむを得ない面もありますが、残念ながら津久井やまゆり園の事件について直接的に言及している候補者はいないようです。原稿執筆時点で選挙結果まではわかりませんが、ややもすると排外主義的ではないかと受け取られかねない主張をする政党や候補者もあったようです。

しかし、どのような主義や主張があるにしても、無抵抗な障害者の命を、身勝手な判断基準で奪い去った植松死刑囚のような思想は否定されなければなりません。そのために必要なことは、まず「なかったことにしない」ということだろうと思います。

JLニュースでも、さまざまな切り口で事件そのものだけでなく、関連する取り組みを紹介していきます。読者の皆さまも、ぜひ「なかったことにしない」取り組みをなさってみてください。

（全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長／日本発達障害連盟 常務理事 又村あおい）

「みんなで読める 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～」(神奈川県ウェブサイト)は、右のQRコードからご覧になれます。



神奈川県当事者目線障害福祉推進条例

～ともに生きる社会を目指して～

神奈川県共生推進本部室 当事者目線障害福祉グループリーダー

高橋かすみ

条例制定の経緯

2016（平成 28）年 7 月 26 日、神奈川県立障害者支援施設である津久井やまゆり園において、19 名のかげがえのない尊い生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないよう、県は県議会の議決を経て「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、ともに生きる社会の実現を目指すとともに、津久井やまゆり園の再生と当事者目線の障害福祉の推進に取り組んできました。そうした中で、障害者一人ひとりの立場に立って、その望みや願いを尊重し、支援者や周りの人が工夫しながら支援することで、障害者のみならず障害者に関わる人々の喜びにつながる、その実践こそが「当事者目線の障がい福祉」であるとの考えに至りました。このような認識の下、当事者目線の障害福祉の推進が「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現につながるものと確信し、「神奈川県当事者目線障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」（以下、「条例」と言います）を制定しました。

条例制定の経過

津久井やまゆり園の事件後、同園の再生に向けて様々な議論が交わされる中、県は、2017（平成 29）年 10 月に「津久井やまゆり園再生基本構想」を取りまとめました。この基本構想は、社会全体でこの事件を乗り越え、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を真に実現することを目指し、①利用者の意思決定

支援、②利用者が安心して安全に生活できる場の確保、③利用者の地域生活移行の促進、に取り組むことを盛り込み、同園の再生へのみちのりを明らかにするものでした。

その再生に至る過程で、複数の県立障害者支援施設において、障害者の安全を理由に、施錠した部屋に長時間閉じ込めるなどの不適切な支援が行われていたことが明らかになり、全ての県立障害者支援施設全体に波及しました。その後、2020（令和 2）年 1 月に設置した「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」、同年の 6 月に設置した「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」での議論を経て、2021（令和 3）年 6 月に、県は、県立障害者支援施設も含めた神奈川県における障害福祉の将来のあり方を検討する「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」（以下、「将来展望検討委員会」と言います）を設置しました。

将来展望検討委員会における議論の過程において、中長期的なビジョンに基づく様々な提言を着実に実現するため、普遍的な仕組みを作ることが求められました。県は、県議会での議論を踏まえ、県、事業者、県民が当事者目線の障害福祉の推進に向けて取り組む責務等を明らかにした、新たな条例の制定を目指すこととしました。

こうした議論と並行して、津久井やまゆり園再生基本構想に基づき、津久井やまゆり園、芹が谷やまゆり園が再整備されました。県は、津久井やまゆり園事件を乗り越え、新たな障害福祉をスタートする決意を示すため、2021 年 11 月、芹が谷やまゆり園の開所式で「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発信しまし

*本文中では、名称等で「障がい」の表記を使用しているものを除いて、条例での表記に基づき「障害」と表記します。

た。この宣言で知事は、県立障害者支援施設における不適切な支援について、障害者の皆さんに対して心からお詫びし、これまでの障害福祉のあり方を見直し、当事者の心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指す障害福祉へ転換することを誓いました。

その後、県は、障害当事者、事業者等の関係団体等や、県内すべての市町村との意見交換を実施しながら新たな条例の検討を進め、2022（令和4）年3月、条例の骨子案を策定し、県議会に報告するとともに、同年の4月から5月にかけてパブリック・コメント（以下、「パブコメ」と言います）を行いました。また、障害当事者の方や県内の全市町村、さらに約60の障害者団体と個別に意見交換を重ね、条例の骨子案、素案、条例案を詰めていきました。様々な意見をいただく中、合意形成を図るために丁寧な意見交換を行いました。こうした意見交換やパブコメによる意見を踏まえた条例素案を策定し、同年7月、県議会へ報告した後さらなる検討を加え、同年9月、条例案を県議会へ提出しました。

条例案は、2022年10月7日、その審議を付託された県議会において、「施策の推進にあたっては、障害当事者のご家族の多様なニーズに対応できる受け入れ体制のさらなる整備・拡充、担い手となる人材の育成・確保と処遇改善、実効性を担保するための財政支援と推進体制の機能強化に努めるとともに、諸情勢の変化に応じ、柔軟かつ果断に見直しを行うこと」との意見が付され、全会派が賛成して可決されました。そして、10月14日、県議会本会議において全会一致により可決、成立し、10月21日に公布しました。

条例の概要

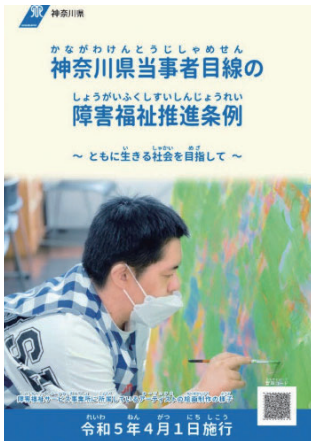
このような経過を経て制定された条例は、前文と27の条文から成り立っています。ここまでお伝えしてきた成立までの経緯については、前文に書かれています。また、第1条から第7条までを総則的規定としており、目的や基本理念、用語の定義、県や市町村、事業者の責務などを規定しています。第8条から第26条までを基本的規定～実体的規定としており、基本計画や施

策、意思決定支援、権利擁護、障害当事者の参加活動の推進などについて定めています。そして、第27条で財政上の措置について定めています。紙面の都合上、全ての条文を紹介することはできませんが、この条例の特徴的な内容について、いくつか紹介します。

たとえば、第10条（意思決定支援の推進）は、意思決定支援について推進していくことを定めています。県では、津久井やまゆり園事件の後、同園を中心に、利用者一人ひとりにはそれぞれに尊重されるべき意思があるという前提に立ち、本人の意思が反映された生活を送ることができるよう、利用者全員の意思決定支援に取り組んできました。

2011（平成23）年の障害者基本法の改正により、同法第23条に、障害者およびその家族等に対する相談支援、成年後見制度等のための施策の実施または制度の利用の際には、障害者の意思決定に配慮することが明記されました。さらに、2012（平成24）年に成立した障害者総合支援法において、指定障害福祉サービス事業者等に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮することが努力義務として盛り込まれました。こうした国の障害福祉施策の動向も踏まえ、条例第10条では、障害福祉サービス提供事業者は、利用者の自己決定を尊重し、本人の願いや望みを尊重する支援の基礎となる意思決定支援に努めなければならないことを定め、また、これらの努力義務に加え、第7条において、地域住民やその他関わりのある人々と連携を図り、当事者目線の障害福祉の推進に努めなければならないことを規定しています。

また、第18条（障害福祉に係る政策立案過程への障害者の参加の推進）は、障害福祉に係る政策立案過程への障害者の参加の推進について定めています。県では、条例が制定される以前においても、県の政策形成の場に障害者等が参画する機会を拡大するため、「審議会等への障がい当事者等の参画促進要綱」を制定するなど、県の機関である各種審議会等の委員に、障害者等の登用を促進してきました。条例の制定を機に、同要綱を見直すなど、審議会等へのさらなる障害者の参加を推進するものです。



条例リーフレット、右は「みんなで読める版」



さらに、第 19 条（障害者主体の活動の促進）は、「本人活動」「当事者活動」「ピアサポート」といった、障害者が主体となって取り組まれている自主的な活動（以下、「障害者主体の活動」と言います）について、県としてもサポートすることを定めるものです。サポートの内容は、障害者主体の活動に関する普及啓発や、そうした活動に取り組む団体等への情報提供、国内外の好事例の紹介など障害者主体の活動を行う障害者や支援者に役立つ情報の収集・整理・提供などに努めるものとしています。

みんなで読める版

条例案の検討の過程で、障害当事者から「条例の文章が難しくてわからない」「要約されたものではなく、条文を一からしっかりと読みたい」といったご意見が寄せられたことから、誰にとってもわかりやすい条例の「みんなで読める」版を作成することになりました。題名の「みんなで読める」には、一人で読むことが難しい場合でも、支援者や仲間や家族など、いろいろな人と一緒に読めるという思いが込められています。



みんなで読める版ワーキンググループ

この「みんなで読める版」の作成にあたり、障害当事者で構成されるワーキンググループを設置しました。これまでも、県は、地域の障害者団体や家族の会等に委員会や審議会等に参加する障害当事者を紹介してもらっていた経緯があり、ワーキンググループのメンバーは、こうした県の障害福祉関連の委員会等に入っている方や、地域で障害者支援に関わっている方などにお願ひしました。

会議の準備で工夫したのは、どのメンバーにもわかりやすい資料作りです。漢字にルビを振ったり、難しい言葉をわかりやすい表現にするなど、メンバーの意見を取り入れながらわかりやすい資料を作り、それをもとに議論していただきました。また、主役は障害当事者であることを念頭に、ファシリテーターと事務局は、前に出すぎずワーキングメンバーの議論を補助し、出された案をまとめて次のワーキングで再度議論してもらうなど、運営に徹しました。さらに、条例の公布までに条文の言い換えを完成させるという時間的な制約があったため、短期間にワーキングを重ね、公布直前はグループ分けをして各条文の言い換え作業に取り組んでいただきました。

こうした過程を経て「みんなで読める」版が完成したのですが、この取組の良さは、主に 2 つあると考えています。

まずは、障害当事者の視点で、条例の言葉をすべてわかりやすい表現にしたものを、ワーキンググループで作り上げた、ということが 1 点挙げられます。

次に、ワーキンググループを通して、県の立場から当事者目線の考え方について、新たな気づきが得られたということです。たとえば、よく使われる「県民」



みんなで読める版、知事への手交

という言葉についても、障害当事者にとってはわかりにくいという意見から「神奈川県に住んでいる人」と言い換えるなど、何がわからないのか、何をどのように感じているのか、といったことを改めて知ることができました。

条例に基づく施策

条例第4条（県の責務）には、県は条例の基本理念にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有すると規定していますが、今回は、当室に関連する2つの施策についてご紹介いたします。

先にあげた第4条の2号において、県は、市町村、事業者等と連携し、障害および当事者目線の障害福祉に関する理解を深めるための普及啓発を行うものと規定しています。普及啓発と一口に言っても、その対象や範囲、内容などは多岐にわたります。県では、早期から当事者目線の障害福祉を学ぶ必要性を重視し、2023（令和5）年度より、県内の小・中・高等学校に向けて、障害当事者を講師とした学校出前講座を実施しています。障害当事者が各学校に出向き、障害があることでの日々の暮らしについて話をしたり、簡単な手話を教えたり、一緒にポッチャをするなどの時間を生徒・教員の皆さんと共有しています。

実際に参加した生徒からは、「大変な状況なのに、夢に向かって頑張っているのがすごい。自分も頑張ろうと思った」「障害のある人は遠い存在だと思っていたけれど、ポッチャなどを通して交流することで私たちと何ら変わらないことに気づいた」といった多くの感想をいただきました。こうした取組の地道な積み重ねによって、世の中の様々な人々への理解が若い世代を中心にもっと広がり、やがては、当事者目線の障害福祉が当たり前となる世の中になることが望めます。

もう一つは、条例第10条（意思決定支援の推進）に基づき実施する、意思決定支援の取組です。県では、津久井やまゆり園事件後、同園に入所されている方の新たな住まいを決定することを目的に2017（平成29）年度より意思決定支援を開始しました。外部

の有識者からなる意思決定支援専門アドバイザーを施設に派遣し、利用者、家族、施設職員等とともに丁寧な意思決定支援に取り組みました。そこで得た知見と、2021年度および2022年度に実施したモデル事業での取組をもとに、国の意思決定支援ガイドラインの内容をより具体化した県版ガイドラインを2023年度に作成し、同ガイドラインに基づき県内の障害者支援施設において職員の皆さんに意思決定支援の実践方法を知ってもらう取組を開始しました。

これは、モデルケースを通じた伴走支援であり、入所者の生育歴の聞き取りなど、県版ガイドラインに示す意思決定支援の方法をわかりやすく伝える「意思決定支援専門アドバイザー」（外部有識者）や県職員が依頼のあった施設を訪問し、施設側で選んだ3名以上の利用者をモデルケースとして、施設での意思決定支援に対して集中的かつ継続的に助言等を行うというものです。この取組は、一定の時間と手間がかかるため、施設職員の業務負担の緩和を目的として、代替職員の配置にかかる費用や時間外勤務により生じる費用の一部を補助しています。このほか、県内の障害福祉サービス事業所職員を対象とした意思決定支援の基礎や具体的手法を学ぶ研修も別に実施しています。

モデルケースを通じた伴走支援では、利用者を中心に施設職員や家族、相談支援専門員等による意思決定支援チームを結成し、利用者本人の具体的なエピソードを集め、「人となり」を多角的に捉え直したうえで、利用者本人の意思を反映した支援計画を作成・実行しています。こうした取組により、利用者本人から「やってみたい」「こうしたい」「これが好き」といった意思表示が増え、その結果、外出の機会が増えたり、グループホームでの生活を体験するなど、利用者の生活の幅が広がってきています。

意思決定支援の中で気づいたご本人の「望み」を全て実現することは、そう簡単ではないかもしれませんが、その方の人生に向き合い・寄り添い続けながら、望みに一歩ずつでも近づけていけるよう、またそのことが当たり前になるよう、今後も取り組んでいきたいと思ひます。